

し ぜん まも
めまたの自然を守るために
わたし
私たちにできること



□オオハンゴンソウ



□オオキンケイギク



□アレチウリ

せいいく れい
沼田で生育している外来生物(植物)の一例

「オオハンゴンソウ」「オオキンケイギク」「アレチウリ」は法律で特定外来生物として指定されています。

また、「セイタカアワダチソウ」、「オオブタクサ」、「ハルザキヤマガラシ」は環境省が要注意外来生物として指定し注意を呼びかけています。



□セイタカアワダチソウ



□オオブタクサ



□ハルザキヤマガラシ



外来生物(がいらいせいぶつ)って？

もともとその地域にいなかったのに、人の活動によって海外など他のところから入ってきた生物のことをいいます。

外来生物としては、農作物や家畜、ペットのように私たちの生活に欠かせない生物もたくさんいますが、中には、地域の自然環境に大きく影響を与えるものもあり、これらを侵略的な外来生物といえます。

外来生物法（正式名称：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）は、生態系や人の生命・身体、農林水産業に悪影響のある侵略的な外来生物を「特定外来生物」として指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などを禁止し、野外の特定外来生物を取り除いて、被害を防止することとしています。また、違反した人は罰せられます。

テレビで、アライグマ、カミツキガメ、ブラックバス（オオクチバス）のことが取り上げられることがあります。沼田の湖沼にもブラックバスが生息していて、今までの生態系が壊されていくことが心配されています。

また、今回ご紹介している表の写真のような植物は、山林や農地、道路、河原などいたるところで見られます。これらの植物は繁殖力が強く、もともとその地域に生育していた植物を根絶やしにしています。



どうして入ってきたの？

動物の場合、毒へびのハブ退治のため放たれた沖縄のマンガースの例のほか、ペットが逃げだし野生化したことなどがあげられます。植物の場合は、緑化や園芸用として植えられたり、荷物などに混じって入ってくることもあります。



わたしたちはどうしたらいいの？

外来生物被害予防3原則というものがあります。

- 1 「入れない」・・・悪影響をおよぼすかもしれない外来生物をおやみに日本（地域）に入れ
ない《庭などで育てない》
- 2 「捨てない」・・・飼っている外来生物を野外に捨てない
- 3 「拡げない」・・・野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない

この原則を心にとめて、適切に対応することが沼田の自然を守るため重要なことです。

環境省自然環境局のホームページで外来生物や生物の多様性について紹介しています。

- 外来生物法のホームページ <http://www.env.go.jp/nature/intro/>
- 生物多様性センターのホームページ <http://www.biodic.go.jp/>

お問い合わせ先：沼田市役所環境課環境係
電 話：0278-23-2111